堺市営住宅単身入居要綱（抜粋）

（申込みに必要な書類）

第４条　規則第２条第３項に規定する「第２条の２各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類」とは、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める必要書類とする。

別表（第４条関係）

区　分	必　要　書　類
１　６０歳以上の者	住民票の写し
２　身体障害者	身体障害者手帳の写し
３　精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し又は医師の診断書（原則として主治医が作成し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する障害の程度である者であることが確認できる内容（国際疾病コード分類ＩＣＤ－１０コードを記載する等）であること。）
４　知的障害者	療育手帳の写し又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条に規定する児童相談所の長若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第９条に規定する知的障害者更生相談所の長が交付する判定書
５　戦傷病者	戦傷病者手帳の写し
６　原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し
７　生活保護受給者	直近の保護決定通知書の写し
８　海外引揚者	引揚証明書の写し
９　ハンセン病療養所入所者等	各療養所等において入所していた旨を証明する書面（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定する国立ハンセン病療養所等の長が発行するもの又は厚生労働省健康局疾病対策課長が発行するもの（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた者に限る。）に限る。）
１０　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「配偶者暴力防止等法」という）第１条第２項に規定する被害者で次の各号のいずれかに該当するもの (1) 配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者 (2) 配偶者暴力防止等法第１０条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの	売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第３４条に規定する婦人相談所の長が発行する証明書又は裁判所の保護命令決定書の写し
１１　犯罪被害者等	犯罪被害についての申立書